

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十九号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 議会の議長、副議長及び議員に係る平成三十一年四月三十日から平成三十二年三月三十一日までの間における議員報酬の月額は、第二条の規定にかかわらず、議会の議長にあつては八十六万円と、副議長にあつては七十五万円と、議員にあつては七十万円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

### 附則

この条例は、平成三十一年四月三十日から施行する。